

# 南山大学試験規程

## 第1章 総則

第1条 南山大学学則第17条および南山大学短期大学部学則第14条にいう試験に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 試験は、南山大学学則第17条および南山大学短期大学部学則第14条の定めるところにより、履修した授業科目に対してのみ行うものとする。

第3条 試験には、定期試験および追試験がある。ただし、レポート等をもって試験に代える場合がある。その場合は、この規程に定める各条の適用を受けるものとする。

② 実技・実習科目および卒業論文科目については、実技・実習または卒業論文の提出をもって定期試験に代えることができる。

第4条 試験を受ける者は、次の条件を満たすものでなければならない。

- 1 削除
- 2 削除

第5条 試験における不正行為に対する処置は、南山大学学生懲戒規程の定めるところによる。

## 第2章 定期試験

第6条 定期試験とは、学年暦に示される期間に行うものをいう。

第7条 定期試験は、各クォーター末に行う。

② 各クォーター開講科目、春学期（前期）開講科目、秋学期（後期）開講科目および通年開講科目以外の集中講義等科目については、当該授業終了後に行うことができる。

③ 春学期（前期）開講科目および秋学期（後期）開講科目のうち、共通教育科目は共通教育委員会の定めるところにより、教職に関する科目は、教職センター委員会の定めるところにより、また基本科目、学部共通科目、学科科目（英語科科目を含む。以下同じ）、博物館学芸員、司書および学校図書館司書教諭に関する科目は、学部教授会の定めるところにより、第1クォーターもしくは第3クォーターの試験を省くことができる。

④ 通年開講科目のうち、共通教育科目は共通教育委員会の定めるところにより、教職に関する科目は、教職センター委員会の定めるところにより、また基本科目、学部共通科目、学科科目（英語科科目を含む。以下同じ）、博物館学芸員、司書および学校図書館司書教諭に関する科目は、学部教授会の定めるところにより、第1から第3クォーターの試験を省くことができる。

## 第3章 追試験

### 第1節 通則

第8条 病気その他やむを得ない理由で定期試験に出席できない者に対して追試験を行う。

第9条 追試験の成績は、1割減点とする。

第10条 追試験を受験する者は、追試験受験手数料を納入しなければならない。その額については、別に定める。

第11条 教育実習、介護等体験およびインターンシップ研修のため定期試験に出席できない者に対する追試験には、第9条および第10条を適用しない。

### 第2節 追試験の実施

第12条 追試験は、第7条に定める試験の終了後一定の期日に行う。ただし、正当な理由がある

## 第4部 試験規程

---

ときは、当該試験の終了後2か月以内に臨時に行うことがある。

第13条 追試験を受けるには、次に定める手続をとらなければならない。

- 1 学務部教務課へ事前に追試験受験願を提出するものとする。この場合、医師の診断書その他欠席の理由を明らかにする証明書を添付しなければならない。
- 2 急病その他突発事故の生じた場合は、直ちに学務部教務課へ連絡し、前号に定める手続をとるものとする。なお、手続の最終期限は、定期試験については、試験期間の最終日の翌日から数えて3日目、第7条第2項の試験については、当該試験日の翌日から数えて3日目（いずれも日曜、祝日および事務休業日を除く。）とする。

第14条 追試験の受験許可は、教務委員会が行う。

第15条 第3条に定めるレポートを病気その他やむを得ない理由で所定の期限内に提出できない者は、第13条に定める手続をとるものとする。

### 第4章 再試験

#### 第1節 通則

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

② 削除

#### 第2節 再試験科目

第19条 削除

1 削除

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

#### 第3節 再試験の実施

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

### 第5章 補充試験

#### 第1節 通則

第23条 削除

第24条 削除

1 削除

第25条 削除

第26条 削除

#### 第2節 補充試験科目

第27条 削除

#### 第3節 補充試験の実施

第28条 削除

第29条 削除

附 則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 再試験に関する内規（昭和41年10月18日施行）  
追試験に関する内規（昭和42年9月29日施行）  
追試験に関する覚書（昭和42年9月29日施行）  
は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の数理情報学部については、従前どおりとする。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。ただし、2013年度以前の情報理工学部については、従前どおりとする。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前の短期大学部生については、従前どおりとする。